

保護者の皆様へ

和歌山県教育委員会では、校内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県立学校における出席停止の取扱い等を下記のとおりとしますので、御理解と御協力をお願いします。

記

I 出席停止の取扱いについて（令和4年4月以降）

	基 準	出席停止期間
①	陽性と判明した場合	<u>治癒するまで</u>
②	濃厚接触者と判断された場合	<u>保健所から指示された期間</u> ※オミクロン株については、感染者との最終接触日を0日として7日間
③	PCR検査を受けた場合 （上記②の場合を除く）	<u>検査結果が判明するまでの期間</u>
④	発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、下痢、嗅覚・味覚異常などの症状がある場合	<u>速やかに医療機関を受診し、医師が必要と認める期間（受診相談窓口への相談を含む）</u> ※受診した結果、新型コロナウイルスへの感染のおそれがないと判断された場合、翌日以降は通常の欠席とする。
⑤	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※感染が不安で休ませたいと相談があり、感染の可能性が高まっているなど合理的な理由があると校長が判断する場合も含む。	<u>校長が必要と認める期間</u>

II 保護者の皆様に協力していただきたいこと

- 上記①～⑤の場合には、必ず次の事項を学校に連絡してください。

- ①、②の場合：氏名、判明日、症状、保健所の指示内容
 - ③、④の場合：氏名、受診日、症状、受診医療機関名、医師の指示内容
 - ⑤の場合：理由

- 出席停止から再登校に当たっては、「新型コロナウイルス感染症等に係る出席停止届」に必要事項を記入の上、学校（学級担任）へ提出してください。
- 毎朝、家庭において健康観察を行い、発熱等風邪の症状がある場合は、登校を控えた上で、医療機関を受診又は受診相談窓口にご相談してください。
- 学校で発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますので迎えをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症については、感染対策を徹底しても感染リスクをゼロにできないことを御理解いただき、感染者や濃厚接触者である方が差別、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう人権に配慮した冷静な行動をお願いします。